

4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記（２）～（８）の認定基準に加え、次の（９）及び（１０）の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

（９） 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること（法 59①二）

（１０） 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法 59①三）

5 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

- ① 役員のうち、次のイからロのいずれかに該当する者がある
 - イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ハ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等^{※1}若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等^{※2}
 - ② 認定等の取消の日から 5 年を経過しない
 - ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
 - ④ 国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない^{※3}
 - ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない
 - ⑥ 次のイ、ロのいずれかに該当する法人
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

※1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。

※2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。